

# 令和3年度裾野市農業委員会10月総会 議事録

1. 開催日時 令和3年10月11日(月) 午後1時30分から午後2時5分  
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室  
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華			富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 健一	9	大庭 清宏	西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博		
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
6	杉山 邦利	12(会長)	岡田 廣正				

## 4. 欠席委員

東	飯塚 邦彦	須山	中村 偉文				
---	-------	----	-------	--	--	--	--

## 5. 事務局出席者

事務局長 横山英哉 書記 中村健児 書記 前田一宏 書記 勝又友揮 書記 手代木美佳

## 6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

6	杉山 邦利	10	渡邊 光枝
---	-------	----	-------

第3 議事

- (1) 報第13号 農地法第5条の規定による農地転用届出後の事業計画変更届出に対する受理について  
 (2) 報第14号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について  
 (3) 議第18号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について  
 (4) 議第19号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について  
 (5) 議第20号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

## 7. 会議の概要

議長

只今から令和3年度裾野市農業委員会10月総会を開会します。  
 本日の委員は12名中12名出席ですので、総会は成立しています。  
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、6番 杉山邦利委員、10番 渡邊光枝委員にお願いします。  
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。  
 それでは、議事に入ります。報第13号 農地法第5条の規定による農地転用届出後の事業計画変更届出に対する受理について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第13号 農地法第5条の規定による農地転用届出後の事業計画変更届出に対する受理について 番号1

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第13号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思いま

す。  
次に、報第14号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について  
番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第14号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第14号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思いま

す。  
次に、議第18号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1  
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第18号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 眞田孝三委員から議案について説明をお願いが

地区担当委員

申請地は、下条区集会所から南東に約280メートルのところに位置します。

申請地は調整区域内の農地です。面積は5筆合計3,194㎡で、地目は登記簿・  
現況ともに畑です。

岡村氏が所有する申請地は、平成17年に相続により取得し、勝又氏が所有する申  
請地は、平成14年に相続により取得し、それぞれ農地として保全管理されていまし  
た。

渡人が所有する農地周辺では、別の土地利用の話が浮上していましたが、渡人が所  
有する農地へ隣接する土地に居住する受人は、以前から就農を希望しており、渡人に  
相談したところ、売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

受人は、夫婦と同居する義父母の4人で、ブルーベリーの栽培を計画しております  
が、農業経験が浅いため、小山町でブルーベリー栽培を10年以上行っている知人か  
ら営農指導を受けながら栽培を行います。必要な農機具は、渡人から借りる事ができ、  
不足する機械は、自己資金により購入予定です。

新規就農となりますが、取得面積及び農業従事の計画日数は基準を満たしており、  
通作にかかる時間は徒歩1分程度です。

収支計画書によると、ブルーベリーの収穫は3年目からとなり、4年目までは支出  
が上回りますが、不足分は自己資金で補填することとなり、添付書類から十分な自己  
資金の準備があることを確認できます。

以上のことから、営農に問題は無いと思われれます。

耕作計画によると、ブルーベリーの栽培をする予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長

ただ今の議第18号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第18号 番号1について、本案を原案のとおり許可すること賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第19号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第19号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 杉本義明委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は富岡中学校の約350メートル南西側に位置します。

現況は休耕地になっています。

譲り受け人は、建設会社の代表を務めています。譲り受け人が代表を務める会社は、現在は同業者の資材置場を利用し、建設車両や重機等を保管している状況です。

今回、譲り受け人の会社の本社に近い場所である申請地の使用について譲り渡し人と話がまとまったことから申請に至ったものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手続きは不要です。

添付書類から、転用計画が実施される資金力が確認できており、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の西側は宅地、北側は道路、東側と南側は原野に面しています。

場内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透させます。

申請地は、周囲を道路や原野に囲まれた農地のため、周辺の農地へ影響を及ぼすことはないと思われます。

審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

ただ今の議第19号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第19号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第19号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第19号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 5番 柏木一男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、千福公民館の約90m南西側に位置します。

現況は畑となっています。

借り人は、貸し人の息子夫婦であり、現在は家族3人で借家に居住しています。今後の生活設計を考え、自己住宅の建築を計画し、貸し人である父に相談したところ、実家の隣接地へ分家住宅を建築することの承諾が得られたため申請に至ったものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。

都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の西側は宅地、南側は道路、東側と北側は貸し人の農地に面しています。

申請地内は、一部に碎石が敷かれますが、庭部分は芝生になる計画で、雨水は場内自然浸透となります。

隣接する農地との境になる東側と北側には見切りが設置され、宅地部分と区切られます。

汚水は、合併処理浄化槽を経由し、南側側溝へ放流されます。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

ただ今の、議第19号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第19号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第19号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第19号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 推進委員 眞田孝三委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、下条区集会所の約130メートル西側に位置します。

現況は休耕地となっています。

借り人は、貸し人の娘夫婦であり、現在は家族4人で借家に居住していますが、子供の成長と共に手狭になり、自己住宅の建築を計画し、貸し人である父に相談したと

ころ、申請地へ分家住宅を建築することの承諾が得られたため申請に至ったものです。

申請地はもともと農振農用地でしたが、令和3年8月に農振除外の手続きが完了しています。

農振除外後の申請地は第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。

都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の北側と西側は貸し人の農地、南側は道路、東側は水路に面しています。

農地との境には見切りが設置され、宅地部分と区切られます。敷地内は砂利敷きになりますが、一部、車両が乗り入れる部分はコンクリート舗装がされます。このため、雨水については砂利敷き部分は自然浸透させ、舗装部分は道路側溝へ排水させます。汚水は、合併処理浄化槽を経由し、東側の水路に放流されます。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

ただ今の、議第19号 番号3について、質疑等がありましたらお願ひします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第19号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第20号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願ひします。

事務局

はい。議第20号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 10番 渡邊光枝委員から議案について説明をお願ひします。

地区担当委員

利用権設定地は、富沢地内の2箇所です。

①富沢公民館から西へ約760メートルに位置し、東名高速道路の西側に隣接します。

②桃園の定輪寺から西へ約800メートルに位置します。

利用権設定地は3筆で、青地農地です。地目は、公簿、現況ともに畑です。

面積は、3筆合計2,999㎡です。

貸人は、昭和41年10月に相続、平成3年12月に売買により、農地を取得しています。

利用権設定地は、平成27年から農地利用集積円滑化事業を活用して利用権を設定しており、借人は芝の生産を行ってきました。

その期間が、令和3年10月末に満了するため、今後は農地中間管理事業を活用して、改め利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借受人は、芝勝園(有)として芝の生産・販売を行っており、経営農地は約66,000㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありまません。

貸付期間は、6年間で、使用貸借によるものです。  
耕作管理計画によると、引き続き芝を生産する予定です。  
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。  
ご審議をお願いします。

議 長 　　ただ今の議第20号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第20号 番号1について、  
本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　　それでは、全会一致で決定することに決定します。  
次に、議第20号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定につ  
いて 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第20号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定につ  
いて 番号2

議 長 　　続きまして、地区担当委員 推進委員 勝又一郎委員から議案について説明をお願  
いします。

地区担当委員 　　利用権設定地は、今里集会所から北東へ約200メートルに位置します。  
利用権設定地は13筆で、全て白地農地です。地目は、公簿が田及び畑、現況は全  
て畑です。  
面積は、合計7,244㎡です。  
貸人は、平成22年に相続し、農地を取得しています。  
利用権設定地は、平成27年から農地利用集積円滑化事業を活用して利用権を設定  
しており、借人はそばの栽培を行ってきました。  
その期間が、令和3年10月末に満了するため、今後は農地中間管理事業を活用し  
て、改め利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。  
借人は、認定農業者で(有)手綱園芸として花卉園芸やそばの生産を精力的に行っ  
ております。経営農地は約121,000㎡で、効率的に管理されています。経験・技術  
についても問題はありません。  
貸付期間は、6年間で、使用貸借によるものです。  
耕作管理計画によると、引き続きそばを作付ける予定です。  
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。  
ご審議をお願いします。

議 長 　　ただ今の議第20号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。ただ今の議第20号 番号2に  
ついて、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　　それでは、全会一致で決定することに決定します。  
次に、議第20号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定につ

いて 番号3、4は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

議長

はい。議第20号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号3、4

（議案朗読・投影写真により説明）

議長

続きまして、地区担当委員 1番 杉山守正委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は富岡第二小学校から北東へ約350メートルに位置します。利用権設定地は2件合わせて7筆あり、4筆が青地農地、残り3筆は白地農地です。地目は、公簿で畑が4筆、田が2筆、山林が1筆で、現況は全て畑です。

面積は7筆合計で5,075㎡です。

貸人のうち眞田氏が所有する申請地は、平成10年に相続により取得し、杉山邦夫氏・善則氏の共有地は、平成5年に贈与又は売買により取得したものです。

以前は芝の生産圃場として活用していましたが、それぞれの貸人は多くの農地を所有しており、一部の農地について貸付を考えていたところ、経営拡大を図る借人との間で農地の利用集積を図ることで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人は認定農業者で(有)手綱園芸として花卉園芸や、そばの生産を精力的に行っております。経営農地は約121,000㎡あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。

貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、そばを作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議長

ただ今の議第20号 番号3、4について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。ただ今の議第20号 番号3、4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

これをもって令和3年度裾野市農業委員会10月総会を閉会します。

令和3年10月11日（会議録署名人）

6番署名人

杉山 邦利

10番署名人

渡辺 光枝